

仕様書

1 契約件名

令和8年度城南区デジタルゲームでフレイル予防事業業務委託

2 事業目的

城南区は市内7区中、最も高齢化率が高く、介護予防の取り組みを積極的に展開しているが、健康講座の新規参加者数の伸び悩みや地域活動の担い手不足等の課題がある。

これらの課題解決に向け、新たなツールとしてデジタルゲーム(家庭用電子ゲーム機を用いて行うゲーム。本事業では「Nintendo Switch」を使用。)を活用した通いの場を創出することで、既存の通いの場に参加していない高齢者の社会参加促進を図る。また、デジタルゲームを通じて、多世代交流の場の創出や、通いの場を自主運営できる人材を育成することで、地域包括ケアシステム構築の推進を見据えた地域活動の新たな担い手の育成を図る。

なお、本事業は、令和7年度から地域でのデジタルゲーム体験会開催などの手法で、各校区1か所を目標に自主運営サークル(新たな通いの場)の創出を目指している事業であるが、令和8年度は新たな手法も含めて提案を募るものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

福岡市城南区保健福祉センター地域保健福祉課 および 発注者が指定する場所

5 業務内容

(1)デジタルゲームを活用した「通いの場に参加していない高齢者」、「男性高齢者」※を対象とした社会参加促進支援

ア 内容

- ・ 「通いの場に参加していない高齢者」や「男性高齢者」への効果的なアプローチ方法を検討し、対象者が、社会参加に対する興味関心を高めることに着目し、参加意欲の向上や、継続的な社会参加につながる内容を企画すること。企画内容については、発注者と協議し決定すること。

※令和7年度の事業実績から男性の参加が少ないことを課題と捉えているため。

(2)デジタルゲームを活用した通いの場を自主運営できる人材(「デジタルゲームサポーター」)の育成

①「デジタルゲームサポーター」養成講座の開催

ア 内容

- ・ 城南区内(11校区)において、各校区1か所以上のデジタルゲームを活用した通いの場の創出を目標に、開催日程・回数等を設定し、発注者と協議のうえ、実施すること。
- ・ 参加者が、フレイル予防における社会参加の重要性を理解するとともに、通いの場に参加する高齢者のモチベーション維持につながる効果的な運営方法を習得できることに着目して企画し、発注者と協議のうえ、内容を決定すること。

イ 開催場所

- ・ 城南区役所 または 区内公民館等

ウ 対象者

- ・ 介護予防の普及啓発・地域活動の推進に関心のある住民

エ 申込受付

- ・ 事前申込とする(各回定員15名程度を予定)。
- ・ 申込受付方法については、発注者と協議のうえ、決定すること。

オ その他

- ・ デジタルゲームで使用する機材は「Nintendo Switch」とし、ゲームソフトは「Switch sports」のボウリング等とする。
- ・ 参加者の安全確保を考慮した運営マニュアル、進行台本を作成すること。

②「デジタルゲームサポーター」の地域活動定着支援

ア 内容

- ・ ①で育成した「デジタルゲームサポーター」および令和7年度サポーター養成講座受講者※が、通いの場を安定して自主運営できるための支援を実施すること(活動場所の選定、活動内容のサポート等を想定)。
※令和7年度サポーター養成講座受講者名簿は発注者から受託者に情報提供する。
- ・ 「デジタルゲームサポーター」とデジタルゲームを実施する意向のある住民団体とのマッチングを行う。
- ・ デジタルゲームサポーターと住民団体のマッチングは一過性のものとせず、サポーターや団体の状況変化に応じて、継続的に実施できる仕組みを構築すること。委託終了後も運用可能な形で整理すること。

イ その他

- ・ 「デジタルゲームサポーター」の実務研修の場として、おおむね65歳以上の住民を対象とした講座やゲーム大会等を実施する場合は、参加者がフレイル予防に効果のある社会参加への意欲向上や自主的な活動につながることに着目して企画するとともに内容等については、発注者と協議のうえ決定すること。講座等を開催する場合は、参加者の安全確保を考慮した運営マニュアル、進行台本を作成すること。
- ・ 支援実施状況については、発注者に随時報告すること。

(3)地域包括ケアシステム構築推進に資する環境づくり

ア 内容

- ・ 幅広い世代が地域を支える担い手であることへの認識を深め、身近な支え合いや地域活動への主体的な参加を促進することに着目して企画し、発注者と協議のうえ、実施すること。
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に資する基盤整備の一環として、高齢者支援に関わる事業所等のネットワーク構築を見据え、顔の見える関係づくりを目的とした情報共有の場や勉強会等の企画を行うとともに、社会資源の整理を発注者と協議のうえ、実施すること。

イ その他

- ・ 進捗状況については、発注者に随時報告すること。

(4)広報

上記の(1)(2)(3)を実施するにあたり必要となる広報については、対象に応じた効果的な手段を検討し、発注者と協議の上実施すること。なお、市政だよりや公民館だより等、市の広報媒体によるものは発注者が実施する。

6 業務実施体制

- (1)本業務の履行にあたり、管理責任者を1名配置するものとする。
- (2)安全管理のため、高齢参加者5人につき1名以上のスタッフを配置すること(イベントについては発注者と協議のうえ配置すること)。
- (3)フレイル予防等の健康に関する講話は、医療専門職※が実施すること。
- (4)デジタルゲームに関する講師は、高齢者等、一般住民を対象としたデジタルゲームの講座などの運営に実績のあるものとする。
※医療専門職とは、医療に関する専門的知識および技能を有し、資格・免許に基づき医療サービスを提供する職種をいう。

7 安全管理

- (1)参加者の身体の状態や会場の状態(床面、空調、換気など)を把握しながら、事故(負傷、急病、器物損壊など)の無いよう実施すること。また、感染対策については、必要に応じて受託者で適切に判断を行い対応すること。
- (2)受託者は、業務実施中の事故や怪我に備え、損害賠償・傷害保険などに加入すること。なお、業務実施中に参加者などに損害を及ぼした場合は、参加者の責めに帰する場合を除き、受託者が賠償すること。
- (3)万が一、事故などが発生した場合は、受託者の責任において、事故対象者への受診勧奨や家族への説明などを行い、一定期間経過確認に努めること。また、緊急時は事故対象者の生命・身体の安全を最優先とし、受託者の判断で救急要請などの措置を実施すること。
- (4)受託者は、事故発生後すみやか(原則当日中)に発注者へ電話などで事故の概要について報告を行うこと。また、事故発生後概ね3日以内に書面(任意様式)にて事故の概要、事後対応、再発防止策などを報告すること。

8 報告

- (1)事業の実施状況の報告
事業の進捗状況および実施状況については発注者に随時報告すること。
- (2)講座等終了時の報告(随時)
発注者が定める報告様式を用いて報告書を作成し、参加者受付簿、運営マニュアル、進行台本と合わせて、実施後すみやかに発注者に提出すること。
- (3)業務完了時の報告
 - ・当該年度の全業務が完了した際には、評価・分析を含む報告書を提出すること。
 - ・5.(3).アで整理した社会資源について、資料としてまとめたものを提出すること。

9 個人情報の保護に関すること

- (1)業務実施にあたり、個人情報・情報資産の取り扱いについては、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守すること。
- (2)活動上で知り得た個人情報等の秘密を洩らさないよう留意すること。

10 その他

- (1)本業務の実施にあたっては、関係法令・条例を順守すること。
- (2)本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ定めること。
- (3)業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得ること。
- (4)デジタルゲームの実施に必要な機材は令和7年度に整備済みである。講座等当日の機材の配線等の設営、撤去は受注者が行うものとする。
- (5)令和7年度の事業内容は別紙「令和7年度デジタルゲームでフレイル予防事業事業実績」のとおりであるが、その内容にとらわれず自由な発想で企画すること。
- (6)令和8年夏ごろ、「福岡100プラザ城南」がリニューアルオープン予定であり、広報等での連携について協議が可能である。
- (7)本業務に係る成果物の著作権は、すべて福岡市に帰属する。

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受注者は、この契約に基づき委託された業務(以下「委託業務」という。)を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、福岡市情報セキュリティに関する規則(平成23年福岡市規則第51号)及び情報セキュリティ共通実施手順その他関係法令を遵守し、個人情報(個人番号及び特定個人情報を含む。)及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。

特に個人情報については、法第66条第2項において、受注者に行政機関等と同様の安全管理措置が義務付けられていることから、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1) 個人情報

法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

(2) 個人番号

番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

(3) 特定個人情報

個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コードをいう。)以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報をいう。

(4) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む)並びにそれらを印刷した文書
- ・ ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(5) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(7) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受注者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受注者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、取り扱う従業者を書面で報告するとともに当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

- ・ 委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・ 個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、法及び番号法に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・ 上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受注者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を持ち出し、又は取り扱ってはならない。ただし、福岡市(以下「市」という。)の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受注者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受注者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受注者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受注者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受注者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受注者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受注者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除及び損害の賠償

市は、受注者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。この場合において、受注者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。

令和7年度デジタルゲームでフレイル予防事業 事業実績

1 委託業務内容・実績

	項目	内容	実績(開催回数・参加者)
1	公民館でのデジタルゲーム体験会	・フレイル予防についての講話 ・体力測定 ・デジタルゲーム体験	・開催数:区内公民館(11館) 各3回 合計33回/年 ・参加者延べ数: 279人 (内訳:男性55人、女性224人)
2	多世代交流イベント	・フレイル予防の啓発 (体力チェック・ロコモチェック等) ・デジタルゲーム体験 ・地域活動の啓発 (地域活動の意識調査・関連動画の放映) ・ニュースポーツ体験	・開催数:1回/年 (ふれあい城南フェスティバル併設) ・来場者数: 777人
3	デジタルゲームを実施する通いの場を自主運営できる人材の育成(デジタルゲームサポーター養成講座)	・フレイル予防についての講話 ・デジタルゲームの機材準備体験 ・参加者に受講証明書を発行	・開催数:1回/年 ・参加者数: 14人 (内訳:男性4人、女性10人) 7校区から参加
その他	デジタルボウリング大会 ※委託事業者の提案により実施	公民館体験会で参加者を募集し、チーム対抗戦を開催	・開催数:1回/年 ・参加者数:13チーム35人 (内訳:男性8人、女性27人) 9校区から参加

2 通いの場の創出状況・担い手の育成状況

- ①R7年度中にデジタルゲームを実施する新たな通いの場として2カ所(2校区)が自主活動を開始した。その他に、1カ所がR8年度中の開始に向け会場等準備中である。
- ②R7年度デジタルゲームサポーター養成講座の参加者のうち、2人が地域住民を対象とした講座にサポーターとして参加している。